

◎さぬき市1号認定こども利用者負担額基準表（利用先：私立幼稚園、認定こども園幼稚園部）

平成30年4月1日現在

各月初日の在籍子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額 単位：円)			
		第1子	第2子	第3子以降	
A	生活保護世帯等	0	0	0	
B-1	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までの月分の利用者負担額については、前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税が非課税の世帯	ひとり親世帯等	0	0	
B-2		上記の世帯に該当しない世帯	2,400	0	
C-1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税額が均等割の額のみ（所得割の額のない）世帯	ひとり親世帯等	0	0	
C-2		上記の世帯に該当しない世帯	2,400	0	
D1-1	A階層、B階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割の額が次の区分に該当する世帯	77,100円以下	ひとり親世帯等	3,000	0
D1-2			上記の世帯に該当しない世帯	7,400	3,700
D2		77,101円以上 211,200円以下	11,800	11,800	0
D3		211,201円以上	17,000	17,000	8,500

注意

- 1 市町村民税所得割の額は、地方税法に適用がある、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除及び外国税額控除を差し引く前の額とします。
- 2 世帯の階層区分の認定については、当該児童と生計を一にしている父母の課税額の合計額により行います。（父母以外に家計の主宰者となる扶養義務者がいる場合は、その課税額も合算します。）
- 3 「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯等をいいます。

◎多子世帯への軽減

現在、幼稚園年少（3歳児）から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合は、最年長の子どもから順に第2子は半額、第3子以降は無料となります。

◎第3子以降の保育料減免

現に扶養している子どもが3人以上いる場合の第3子以降の利用者負担額は、D2階層が全額減免、D3階層が半額減免となります。ただし、D3階層のうち、小学校3年生までに兄・姉が1人いる場合は、さらに半額減免となります。

◎所得の算定方法

市町村民税をもとに、毎年算定します。利用者負担額の切替時期は次のとおりです。

前年度の市町村民税に基づく負担額
(4月～8月分)

当年度の市町村民税に基づく負担額
(9月～3月分)



(問合せ先) さぬき市健康福祉部福祉事務所
子育て支援課 幼保連携推進室

☎0879-52-2522